

王子スポーツクラブ

【理念】

王子スポーツクラブは、スポーツを通して愛する神戸と神戸っ子に光を与えます。

【憲章】

王子スポーツクラブは、愛着ある“Home”のようなクラブを目指します。

- 1) スポーツの喜びを実感できるスポーツクラブ
スポーツをする人・見る人・支える人も、スポーツを通じて喜びを感じ、笑顔あふれるクラブにしていきます。
- 2) 種目・世代・性別・競技レベルを超えた交流ができるスポーツクラブ
スポーツが終わった後も、仲間との交流を楽しむ。また年齢を超えた人ともスポーツを通じて交流ができるクラブにしていきます。
- 3) 会員が自主自立の精神で運営するスポーツクラブ
スポーツをする人が、運営もする。人頼みではなく、自分たちでクラブを作っていきます。

【メンバースピリッツ】

- 1) Fun (楽しさ)
目標に向かって仲間とともに一生懸命頑張る楽しさを大切にします。
- 2) Fair Play (フェアプレイ)
ルール・相手・審判を尊重し、潔さを大切にします。
- 3) Sportsmanship (スポーツマンシップ)
スポーツで得た心構えを大切にします。
- 4) Life Skill (ライフスキル)
スポーツで得たことを生き方にします。
- 5) Pride (プライド)
クラブメンバーとしての誇りを大切にします。

王子スポーツクラブ 会則

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、「王子スポーツクラブ」と称し、事務局を、神戸市灘区王子スポーツセンター内に置く。

(運営)

第2条 王子スポーツクラブ(以下「当クラブ」という。)は、会則に従い会員相互の協力によって運営する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当クラブは、「王子スポーツクラブ憲章」に掲げる理念を達成することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当クラブは前条の目的を達成するために、次に掲げる各号の事業を行う。
- (1) 王子スタジアムを拠点とした定期的なスポーツ活動。
 - (2) 各種スポーツ教室の開催。
 - (3) 地域住民へのスポーツの普及・啓発のための広報活動。
 - (4) 会員相互の親睦を図るための交流行事。
 - (5) 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資する活動。
 - (6) その他、当クラブの目的達成のために必要な事業。

第3章 会員

(入会)

第5条 第3条の目的に賛同し、所定の入会申し込み手続きを完了した者が会員となることができる。入会後は次のことを守らなければならない。

- (1) 当クラブの会則、諸規則を遵守すること。
- (2) 当クラブは必要により、医師の健康診断書等の提出を求められることができ、運動を行うことが好ましくないと判断される場合、会員を継続できないものとする。
- (3) 皮膚病、伝染病及びこれに類する疾病になったとき、完治するまで一時休会とすること。

(種別)

- 第6条 会員の種別として、正会員とサポート会員とする。
- (1) 正会員はクラブの維持発展を志し、会員相互の交流を図り、かつ第4条の事業に積極的に参加を希望する個人又は団体。
 - (2) サポート会員は種目部門に所属せず、当クラブの運営に参加する18歳以上の個人。

(会費)

第7条 会員は、当クラブが総会で定めた会費および諸料金を納入するものとする。

2 一度納入した会費および諸料金は、返還しない。

(休会)

- 第8条 休会する場合は、会員(会員が未成年者の場合は保護者又は法定代理人(以下「法定代理人等」という。))より運営委員長に通知する。運営委員長が了承した時点から休会が認められるものとする。
- 2 会員は休会の意思表示をした翌月分までの会費を支払うものとし、翌翌月以降の会費の支払いは免除される。また、会費および諸料金、その他の費用の不足がある場合は清算しなければならない。
 - 3 休会から会員資格を復帰する場合は、その旨を事務局長に通知する。運営委員長が了承し、会費を納入した時点から復帰が認められるものとする。

- 4 休会の期限については、運営委員長が了承した日から最長1年間とする。それを超えても本人又は法定代理人等から復帰の通知がない場合は、退会扱いとすることができる。

(退会)

- 第9条 会員は、任意に当クラブを退会することができる。
- 2 退会する場合は、本人又は法定代理人等が運営委員長に通知し、運営委員長が了承した時点から退会が認められるものとする。
- 3 会員は退会の意思表示をした翌月分までの会費を支払うものとし、翌翌月以降の会費支払いは免除される。また、会費および諸料金、その他の費用の不足がある場合は清算しなければならない。
 - 4 退会の意思表示がされない限り、会員資格は存在するものとし活動参加の有無にかかわらず、諸会費、諸料金、その他費用を支払わなければならない。

(除名)

- 第10条 当クラブの会員が次のような行為を行った場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。
- (1) 当クラブの活動およびその目的を妨害する行為。
 - (2) 当クラブの活動およびその名誉を著しく毀損する行為。
 - (3) 会費を納入すべき期間のうち2ヶ月以上滞納し、当クラブからの督促通知した後、1ヶ月納入のない場合。

(損害賠償責任)

- 第11条 当クラブの活動に際して、会員本人又は同伴者を含む第三者に生じた人的・物的事故について、当クラブは、賠償の責は会員が加入するスポーツ安全保険の範囲内とし、それ以上の賠償責任を負わないものとする。
- 2 会員は、当クラブが使用する諸施設の利用に際して自己の責に帰すべき事由により、他の会員、施設及び第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとする。ただし、会員が未成年者の場合は、法定代理人等が賠償責任を負うものとする。

(会員に関する情報の管理)

- 第12条 当クラブは会員の入会・在籍・利用について知り得た会員に関する情報(以下「会員情報」という。)は、いかなる場合でも本人の承諾なしに提供・開示してはならない。
- 2 当クラブは会員名簿を作成し、全会員に配布することができる。ただし、会員情報掲載の可否については、各会員の意思を尊重する。また、配布された名簿は外部に提供、開示してはならない。

第4章 総会

(種別)

第13条 当クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第14条 総会は開催時点において18歳以上の個人及び団体の正会並びにサポート会員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 当クラブ会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 収支決算及び事業報告の承認
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の金額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第16条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 運営委員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上の召集の請求があったとき。
 - (3) 第27条第4項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

- 第17条 総会は運営委員長が召集する。
- 2 運営委員長は、前条第2項により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
 - 3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、運営委員長が行う。運営委員会が不在の場合は、副運営委員長が代行する。

(定足数)

第19条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席(委任状を含む)がなければ開催することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第5章 運営委員会

(設置)

第21条 第4条の事業推進のため、当クラブに運営委員会を置く。

- (権能)
第22条 運営委員会は、事業の企画・立案・経理等運営に関する事項を協議し決定する。
2 運営委員会は、次の事項を議決又は承認する。
(1) 総会に付議すべき事項。
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
(3) 新種目部門の立ち上げの承認。
(4) 各種目部門への運営における勧告・指導。
(5) 当クラブに関する広報活動。
(6) 会員同士又は種目部門同士の交流の促進。
(7) 財団法人神戸市体育協会の各種団体との連携。

(役員及び定数)

第23条 運営委員会には、次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
(2) 副運営委員長 1名
(3) 運営委員 若干名
(4) 監事 2名

(構成)

第24条 運営委員は当クラブの会員でなければならない。

(選任)

第25条 運営委員長及び副運営委員長は運営委員の互選とし、総会において承認する。
2 監事は、運営委員会が推挙し、総会において承認する。ただし、監事は、運営委員又はクラブの職員を兼ねることができない。

(任期)

第26条 役員の任期は、毎年4月1日から翌3月末日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

(職能)

第27条 運営委員長は、当クラブを代表し、会務を総理する。
2 副運営委員長は、運営委員長を補佐するとともに、運営委員長に事故あるとき又は運営委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 運営委員は、当クラブの会務を行う。
4 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
(2) 当クラブの財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、当クラブの業務及び財産に関し、不正行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。
(5) 運営委員の業務執行の状況又は当クラブの財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の召集を請求すること。

(召集)

第28条 運営委員会は運営委員長が召集する

(開催)

第29条 運営委員会は、運営委員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第6章 種目部門

(名称)

第31条 個人会員の種目ごとの集まりを種目部門と称する。

(設立・運営)

第32条 種目部門の設立は、設立趣意書及び活動計画書を、設立発起人5名以上の署名を添えて、運営委員長に提出し、運営委員会の承認をもって設立とする。
2 種目部門設立及び運営において、運営委員会は、適時、種目部門に対して次のとおり、改善勧告、活動停止又は解散等の指導を行うことができるが、その執行は運営委員会の過半数の賛成を必要とする。
(1) 改善勧告は、第4条に掲げる目的と著しくかけ離れた活動を行ったとき。その他、運営上著しい問題が生じたとき。
(2) 活動停止は、改善勧告に従わず改善が見られないとき。停止期間は運営委員会において決定し通知する。
(3) 解散は、当クラブの憲章の精神に基づいた活動の継続が困難であると運営委員会が判断したとき。

(活動費)

第33条 当クラブは、日々の活動費として、種目部門へ「種目部門活動費」を予算配分する。

(運営委員会の承認)

第34条 種目部門は、以下の場合、運営委員会の承認を得なければならない。
(1) 活動日・活動時間の変更。
(2) 種目部門活動費予算以上の支出を行う場合。
(3) 広告掲出等を目的とした寄付、スポンサーシップを受ける場合。

(規定)

第35条 種目部門の運営に関する詳細は、各種目部門が定める実施要領に従うものとする。

第7章 事務局

(設置)

第36条 当クラブに、会務を処理するための事務局を設ける。

(事務局長)

第37条 事務局長を置く。
2 事務局長は、運営委員会の議決を経て運営委員長が任免する。
(事務局会議)

第38条 事務局には、事務局会議を置き、会務を分担する。
2 事務局には、事務局スタッフを置くことができる。事務局スタッフは、事務局長が任免する。

(機構)

第39条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、事務局が提案し、運営委員会で決定する。

第8章 特別職

(種類)

第40条 当クラブに次の特別職を置くことができる。

- (1) アドバイザー・メンバー
(2) 名誉会員

(選任等)

第41条 特別職は会員内外から運営委員会で推挙し、運営委員長が委嘱する。

(職務)

第42条 アドバイザー・メンバーは、運営委員長の求めに応じて適宜当クラブの運営に関する助言を行う。
2 名誉会員は、各種競技会で優秀な成績を挙げて会員の意識の向上に貢献できるもの又は、クラブの運営に多大なる功績を残した個人で、会員への指導を行う。

第9章 会計

(会計年度)

第43条 当クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第44条 当クラブの経費は、会費・事業による収入・補助金・寄付金及びその他をもってあてる。

(収支責任)

第45条 当クラブの収支責任は、自主自立で行う。

第10章 解散

(解散)

第46条 当クラブは、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議。
(2) 会員の欠乏により運営が不能となったとき。
(3) 合併。
2 前項(1)の事由により当クラブが解散する時は、会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

第11章 雑則

(細則)

第47条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員長がこれを定める。

附則 この会則は平成21年4月1日より施行する。

附則 この会則は平成22年6月24日より施行する。